

## 「千葉県オレンジ連携シート」の御案内

千葉県では、認知症の人に対し、症状の進行に応じて適切な治療やケアが継続して行われるよう、医療・介護・福祉等の多職種が連携しながら円滑に支援を進めるための情報共有ツールとして、「千葉県オレンジ連携シート」を作成しました。

関係者の皆様方におかれましては、本シートについて御承知いただきますようお願いいたします。

なお、シートの書式・運用ガイドラインについては、千葉県ホームページなどで公表するほか、会議や研修会等での御案内や関係団体等を通じて、全县への普及に努めていく予定です。

### 1 作成の趣旨

医療と介護・福祉間には、情報共有のための書式やルートが必ずしも確立されていないことから、様々な専門職が利用できる、全县共通様式の情報共有（交換）ツールとして、「千葉県オレンジ連携シート」を作成しました。

### 2 効果

- ・伝えたいこと、依頼したいことが一目でわかり、また目的を明示し必要な情報を伝達することにより、円滑な連携・協働、支援に結びつきます。
- ・介護から医療への働きかけや、かかりつけ医から専門医への紹介がしやすくなるなど、関係づくりのきっかけとなります。
- ・日常の生活変化や生活場面で見られた情報・課題をタイムリーに共有することができるほか、全県域で使用できる共通様式であることから、日常的な連携の範囲を越えた広域的な連携に有効であると考えられます。

### 3 様式の特長

記入者の負担軽減に配慮し記載事項を必要最小限としながら、状況に応じた必要な情報を伝達（共有）できるよう設計しています。

- ・A4版1枚とし、可能な限りチェック式を採用。
- ・情報提供（一方向）だけでなく、他の専門職から意見・回答を求めるなど「双方向」での情報共有が可能な様式とした。
- ・「表面」  
基本情報、送付目的、認知症の症状、具体的な伝達・相談・依頼事項、返信の可否、返信内容の発信者以外への提供、伝達回答事項で構成。シート送付の目的を分かりやすく伝えられるとともに、簡潔に記載できる書式とした。
- ・「裏面」  
全て任意記入とし、発信者が、シートの利用場面に応じて必要な情報だけを選択して記載する。既存資料（例：千葉県地域生活連携シート、診療情報提供書、ケアプランなど）の添付で代えてもよい。

### 4 利用する場面

- (1) 発信者から受信者へ情報伝達等を行う。（片道）

- (2) 発信者から受信者へ依頼や相談等を行い、それに対して受信者が回答する。(一往復)
- (3) 専門職がケースカンファレンス等において記載された情報を共有する。

## 5 利用者の範囲

法令等で守秘義務が課せられている専門職に限定します。

- ・「専門職」には、①医師、看護師、介護福祉士など、法令により守秘義務が定められている専門職のほか、②ケアマネジャーなど法令に基づく指定基準等により秘義務が定められている職種を含むこととし、③医療・介護に直接従事しない専門職・職員等（弁護士、民生委員、公務員、警察等）を含むこととする。
- ・ボランティア、近隣住民等、守秘義務が課せられていない者は、シートの利用はできない。

## 6 運用上の留意点

### (1) 本人・家族への説明、同意

- ・シートを使用する際は、本人・家族に対して、シートの利用目的、利用者の範囲等と、診療報酬や介護報酬の本人負担が発生することがある旨も説明を行う必要があります。
- ・シート作成に先立ち、原則として本人の同意を得ることが必要です。(医療・介護サービスの利用開始に当たり、治療やケアのために関係機関への情報提供を行うことについて包括的な同意が得られていれば、改めて同意を得る必要はありません。)
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(緊急時)には、本人の同意書がなくとも関係者に提供してよいとされています。

### (2) 個人情報保護への配慮

本シートの運用に当たっては、個人情報保護法及び個人情報ガイドラインに沿い、各自・各所属が責任を持って個人情報を取り扱う必要があります。

### (3) 管理等

シート原本は、最終到達者が、その所属機関において作成・保存している本人に関する資料(医療機関なら診療録(カルテ)、介護事業者なら介護支援記録等)と同様に、責任を持って管理・保存します。また、業務上の必要からコピーを保持する場合も同様です。

### (4) 発信者・受信者以外の専門職と情報共有する場合

- ・支援に当たり、シートに記入された情報を、シート記入者(発信者・受信者)以外の専門職とも共有する場合には、当該記入者の了解を得ることが必要です。
- ・そのため、このような利用をする場合には、発信者は「返信内容の発信者以外への提供」欄に提供先を明記した上で受信者に送付することとします。

### (5) 専門職以外との情報共有が必要な場合

地域ケア会議等における支援事例として紹介する場合などは、本シートをそのまま利用しないよう留意してください。この場合、シートに含まれる個人情報や専門職の意見等の取扱いについて最大限配慮しながら、必要な加工をした上で資料の調整を行うこととなります。

## 7 診療報酬・介護報酬との関係

本シートの活用場面において、同時に、診療報酬・介護報酬を請求する場合には、原則として、既存の書式(診療情報提供書、千葉県地域生活連携シートなど)の活用により行います。

※お問い合わせ・御意見等がございましたら、下記までお気軽に御連絡ください。

e-mail : kourei6@mz.pref.chiba.lg.jp